

論文の内容の要旨

論文題目 平安時代における変体漢文の日本語学的研究

氏名 田中 草大

本研究は平安時代における「変体漢文」の言語的性格を主として語彙と表記の観点から分析したものである。変体漢文とは、漢文の体裁を取ってはいるが種々の日本語的要素を活用することで日本語文を記したもので、万葉仮名や宛字を活用した「糸星久見事無極」(=いとほしく見る事極まり無し)(御堂関白記)の如きがその一例である。こうした文章は奈良時代以前から見られるが、特に平安時代以降は貴族の日記や文書などに広く用いられ、日本史学の基本資料であると共に、日本語学上も貴重な資料となっている。

本研究は、序論・本論3部・付論・結論の6つの部分(計22章)から成る。

序論では、変体漢文の概要を資料・歴史・言語的特徴の観点から説き、且つその定義・分類を行う。変体漢文の定義・術語・分類は論者によって異なりがあるが、本研究では日本における「漢文」を(中国語ではなく)日本語の文語表記の一類と捉える橋本進吉の論に準拠する形で定義・分類を行う。またこれに関連して、「変体漢文」という術語をその創唱者である橋本がどのような意味合いで用いていたかを、彼の記述を基に再検討する。

また序論では、表記・語彙・文法・敬語・文体・音韻・資料等の観点から近年の変体漢文

研究史を概観し、その課題を指摘する。

続く本論では、(い)「変体漢文によって書かれた言語はどのような特徴を持つか」と(ろ)「変体漢文はどのように書かれたか」という2つの問題意識に基づいて、平安時代を中心とする変体漢文における幾つかの現象を扱う。第1・2部が(い)、第3部が(ろ)の観点からの論考である。

第1部「語彙より見たる変体漢文の性格(1) — 文体間共通語への着目 —：従来、変体漢文の言語的性格を分析する方法としては、同時代の和文・漢文訓読文などにおける「特有語」の有無や多寡を指標とする(例えば、和文語系のサ系指示詞ではなく訓読語系のシカ系指示詞が主用されているので、当該文献は漢文訓読調である、という類)ことが多く、またその結果として変体漢文の言語は和文よりも漢文訓読文との共通性が大きいという認識が一般的であった。しかしながら、漢字に対する固定的な和訓(所謂「定訓」というものが原則として漢文訓読という営為の下で成立するのである以上は、その定訓というものを基礎として日本語文を綴る変体漢文においては、訓読語が不可避的に採用されることになるのではないか。つまり上述の例で言えば、変体漢文の記主にとってはシカ系指示詞ではなくサ系指示詞を記すという選択肢自体が剥奪されていた、と言えるのではないか。そうであるとすれば、特有語を文体判定の指標とすることにはある面、問題や課題があることになる。

上の事情に基づき、本研究では新たな指標として「文体間共通語」(各文体に共通して用いられるが、語義や用法に文体間で相違がある語)を提唱した。そしてその具体例として動詞オドロク・アソブ・オク、形容詞ヒサシ、形容動詞ワヅカナリ・サカリナリの計6語を取り上げた(第2章～第7章)。

一例としてオドロクを見ると、この語は和文では次のように〈驚き〉〈目覚め〉〈連絡〉の3用法が見られる。

〈驚き〉貝をにはかに吹き出でたるこそ、いみじうおどろかるれ。(枕草子)

〈目覚め〉夜中ばかりなどうちおどろきて聞けば、(同)

〈連絡〉七日七日の御誦経などを、人の聞こえおどろかすにも(源氏物語)

この3用法について、漢文訓読語では〈驚き〉が主用され、〈目覚め〉はごく僅かで、〈連絡〉は見られない。

一方、変体漢文では次のように3用法いずれも見られる。

〈驚き〉子時許西方有_レ火、驚欲_レ参_大太内_一、(御堂関白記)

〈目覚め〉早旦参_二御前_一、未_レ驚御_一、仍忽退出、(殿暦)

〈連絡〉若無_レ仰者、上卿可_レ令_二驚奏_一者、(九暦)

このことから、変体漢文における文体間共通語オドロクの用法は、漢文訓読語よりも和文

語と共通するものであると判明する。こうした調査を上記の 6 語について行った結果、それらを総括して以下の如く結論した。

- 変体漢文における文体間共通語の用法は、漢文訓読語よりも和文語と共通する傾向にある。
- 但し、和文に見られる雅語的（和歌的）な語法までは、変体漢文は承けていない。
- 以上より、変体漢文における文体間共通語の用法は「日常語」的なものと捉えられる。

また第 8 章では、上記が変体漢文に広く見られる傾向である一方、特定の資料や文書様式などにおいてはこれとは異なる様態を示す場合のあることを指摘した。

第 2 部「語彙より見たる変体漢文の性格（2）—漢文訓読語的部分への着目—：第 1 部での結論（変体漢文と和文との共通性）を踏まえて、改めて変体漢文における漢文訓読語の在り方を問うた。漢文訓読語（漢文訓読に特有の語彙）が、ある資料において用いられる場合には、それはその資料の漢文訓読語的な性格を示す要素であると従来捉えられてきた。これは一見尤もなことでありながら、実は漢字仮名交り文などにこれら漢文訓読語が用いられる場合に、語義・用法は漢文訓読文でのそれに則らずに独自の性格を示す場合があることが指摘されている。つまり、漢文訓読語の使用が本当に「漢文訓読語性」を示すものであるかはその語の用法まで確認しないことには判断できないのである。本研究では、漢文訓読語の内、形容動詞スミヤカナリと形容詞タヤスシを取り上げ、これらの漢文訓読文における用法と変体漢文における用法とを比較した。

調査の結果、変体漢文では、スミヤカナリは「速可_レ被_レ召問_レ敷」（平安遺文）のように命令・義務等の表現と共に用いられ、タヤスシ「人輒不_レ渡」（小右記）のように否定文の中で用いられるという顕著な構文上の特徴をそれぞれ持つが、漢文訓読文においては、両語はいずれもそうした特徴を有していないことが判った。つまりこれら 2 語は、漢文訓読文において用いられる（そして和文では基本的に用いられない）という意味では確かに漢文訓読語と言えるのだが、変体漢文におけるそれらの運用上の実態を見ると、実は「漢文訓読語性」を示すものではないことが明らかになった。更に、変体漢文における両語の用法は、和文における男性会話文での用法と共通すること等も指摘した。

第 2 部では変体漢文の中に見られる非和文的な語彙として、接尾辞の「等（ラ）」及び助動詞用法の「欲」の訓法と用法についても検討を加えた。「等」については、中古和文と中世和漢混淆文とのラの用法には断絶があり、中古変体漢文と中世和漢混淆文とではスムーズに繋がることを示した。「欲」については、訓点資料から、変体漢文においてはこの字は～ムトス／～ムトオモフという 2 つの訓を主に持つことが判るが、その 2 訓の使い分けについて、語義・人称・切れ続きといった観点から論じた。

第3部「表記より見たる変体漢文の性格」：先述の（ろ）則ち「変体漢文はどのように書かれたか」という問いに関わる2つの問題について取り上げた。

第2章では変体漢文における不読字（置き字）使用の実態について論じた。中国語文を日本語文に変換する（＝漢文訓読）際に訓みが与えられなかった、則ち日本語化に際して不要と見なされたパーツである不読字は、逆に日本語文を漢文式に書く（＝変体漢文）に際しても当然不要たるべきはずのものである。しかし実際には変体漢文には不読字が用いられており、その用法の一つとして、文章上の区切れを示すために用いられる句読点的な用法があることを指摘した。

本部第3章では（ろ）の問いに一層直接的に踏み込むために、変体漢文の形成論的研究の方法について論じ、その一例として「変換文書」を取り上げた。鎌倉時代の裁判文書は被告・原告の主張の根拠となる文書がその都度引用される形式をとるが、仮名文書を引用する際には漢字文に変換する処置が取られた。それら変換文書を変換元の仮名文書と対照した結果、「表記の主体は正訓字であり、万葉仮名の使用は補助的なものであること」や、「万葉仮名使用の多寡は、変換者の態度よりは変換元の仮名文が変体漢文化しやすいものであるかに関わる部分が大きい」等の特徴を指摘した。

以上の本論3部に加えて、付論として「尾張国解文は文書なりや典籍なりや —変体漢文資料の文体的解析・試論—」を置いた。これは語彙や表記上の特徴が変体漢文の通時的分析の指標として活用できることを論じたものである。尾張国解文は永延2（988）年発給の文書とされるが、10世紀後半の変体漢文文書としては異質な点（修辞・表記・語彙の3観点による）の存することを指摘し、現存の形になったのは12世紀以降ではないかと推定した。

結論では本研究の総括を行った。特に本論第1・2部の結果について、文体間共通語と漢文訓読語という異なる対象から、和文語／日常語との共通性という同趣の傾向が窺われることを指摘した。しかも上記の傾向は、いずれも語義・用法という、記主にとって変体漢文という体裁に由来する制約を受けない部分におけるものなのであって、そのような面で日常語的要素が採用されているという事実は、この要素を変体漢文の言語の基盤と判定する根拠となるのではないかと考えられる。変体漢文は漢文訓読語に基づく定訓／正訓字という「枠」に拘束されてはいるが、その内側（則ち語義・用法レベル）では自由に振る舞うことができた。但しその枠はただ表現を制限するだけのものではなく、漢語の活用や、和文における限定的な語義・語法からの解放などといった可能性を与えてくれるものでもあった。

以上は、変体漢文の言語について従来「漢文訓読調を強く帯びたものであって、和文語／日常語的な要素は周辺の・臨時的なものである」と見なされがちであったのに対して、斬新な知見を示したものと言うことができる。